

第2章 良好な生活環境の確保

1 環境汚染対策

(1) 大気環境の保全

①大気の常時監視

市では、一般環境大気測定局を4局、主要な道路端に自動車排出ガス測定局を2局配置し、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、窒素酸化物、光化学オキシダント、微小粒子状物質及び風向・風速の常時監視を行っています。

各局の測定結果は、大気汚染の状況を迅速に把握するため、オンラインシステムにより市環境政策課で集中管理し、さらに、広域的な汚染状況の把握のため、長野県の監視システムともオンライン化しています。

平成28年度の環境基準適合状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の測定を実施している全ての測定局で環境基準を達成しました。なお、光化学オキシダントは、全ての測定局で春季から夏季にかけて基準値を超えた時間帯を生じましたが、高濃度緊急時の対策として注意報や警報を発令するレベルには至りませんでした。

更に、常時監視を補完する補助測定として、PTIO法による窒素酸化物の簡易測定も市内10カ所で行っています。

●大気汚染に係る環境基準と基準達成状況

項目と基準	二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質					
	日平均値 0.04ppm以下 かつ1時間値 が0.1ppm以下	短期的 評価	日平均値 0.04～0.06ppm のゾーン内又は それ以下	1時間値 0.06ppm以下	短期的 評価	日平均値10ppm 以下かつ8時間 平均値20ppm 以下	長期的 評価	短期的 評価	日平均値 0.10 mg / m ³ 以下かつ1時 間値0.20 mg / m ³ 以下	長期的 評価	短期的 評価	年平均値 15 μg/m ³ 以下 かつ日平均値 35 μg/m ³ 以下	長期 基準	短期 基準
一般環境大気測定局	吉田		○	×										
	篠ノ井	○	○	○	×			○	○	○	○	○	○	○
	真島	○	○	○	×			○	○					
	豊野			○	×									
自動車排出ガス測定局	鍋屋田			○				○	○	○	○	○	○	○
	小島田			○		○	○	○	○					

(備考) ○：適合 ×：不適合 空欄：未測定

②有害大気汚染物質等

平成28年度は、昨年度に引き続き、有害大気汚染物質等の21物質（環境基準値・指針値が定められた13物質＋環境省が定めた優先取組物質から8物質）について、鍋屋田大気測定局と篠ノ井大気測定局の2カ所で測定しました。

また、大気中のアスベストは、鍋屋田大気測定局と篠ノ井大気測定局の2ヶ所とその周辺部の合計4カ所で測定しました。

いずれの項目も環境基準値または指針値を下回り、過去の調査結果と比較して、大きな変動は見られませんでした。

③大気汚染防止法の届出と立入状況

大気汚染防止法では工場や事業場から排出されるばい煙や粉じんによる汚染を防止し、良好な大気環境を確保するため、法で定める施設を設置する事業場からの届出を義務付け、規制しています。

平成28年度末現在の市内のばい煙発生施設は285事業場・700施設です。また、大気汚染防止法に係るばい煙発生施設への立入検査件数は75件で、文書による措置等はありませんでした。

●ばい煙施設設置状況

施設の種類	平成26年度	平成27年度	平成28年度
ボイラー	500	493	486
金属溶解炉	13	12	12
熱処理加熱炉	12	12	12
乾燥炉	6	6	6
廃棄物焼却炉	13	13	15
ガスタービン	49	49	50
ディーゼル機関	111	115	113
ガス機関	7	7	6
施設合計	711	707	700
事業場数	288	291	285

④特定粉じん排出等作業の届出と立入状況

大気汚染防止法では、特定粉じんを発生させる作業（アスベストの除去作業など）を行う者に、事前の届出を義務付けています。平成28年度は24件の届出があり、平成28年度中に作業が行われた24件全てに対して立入検査を行いました。

⑤ダイオキシン類

平成28年度、市では大気6カ所（一般環境2カ所、固定発生源周辺4カ所）、水質4カ所（うち1カ所は地下水）、底質3カ所、土壌5カ所（一般環境3カ所、固定発生源周辺2カ所）でダイオキシン類の測定を行い、全ての地点で環境基準を達成しました。

ダイオキシン類対策特別措置法では、一定規模以上の廃棄物焼却炉などが届出の対象になっており、届出による施設設置状況は下表のとおりとなっています。

また、ダイオキシン類は主に焼却施設から発生するため、市では事業者等が設置している焼却炉について、規制基準、構造基準等の遵守を指導しています。

なお、平成28年度に実施した、これらの施設への立入件数は14件で、文書による措置等は0件でした。

●ダイオキシン類特別措置法に基づく施設設置状況

		平成27年度	平成28年度
大気基準適用施設	廃棄物焼却炉	施設数	19
		事業場数	14
水質基準適用施設	廃棄物焼却炉に係る 廃ガス洗浄施設等	施設数	9
		事業場数	6
	下水道終末処理場	施設数	3
		事業場数	3

⑥空間放射線量

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の飛散の影響を把握するため平成23年10月に空間放射線簡易測定機を導入し、市内の幼稚園、小学校及び中学校のグラウンド、公共施設敷地用地等の合計73地点について空間放射線量の測定を実施しました。

平成24年度以降、市内の35地点（週1回を1地点、月1回を定点3地点、年1回を31地点）を定点として調査を継続しています。これらの結果から、市内では通常の生活において健康に影響があるレベルの空間放射線量は確認されず、また、大きな変動も見られませんでした。

●市内空間放射線量測定結果

単位 $\mu\text{Sv/h}$

調査区分	調査地点	調査回数	高さ別測定結果：平均値（最小値～最大値）		
			1 m	50cm	5cm
1回 / 週	鍋屋田小学校 (第3地区)	52	0.06 (0.05～0.07)	0.06 (0.05～0.07)	0.06 (0.05～0.08)
1回/月	戸隠支所 (戸隠地区)	12	0.06 (0.06～0.07)	0.07 (0.06～0.07)	0.07 (0.06～0.08)
	豊野支所 (豊野地区)	12	0.06 (0.05～0.07)	0.06 (0.06～0.07)	0.07 (0.05～0.07)
	芝沢公園 (篠ノ井地区)	12	0.07 (0.07～0.08)	0.07 (0.07～0.08)	0.07 (0.07～0.09)
1回/年	31カ所 (学校・公共施設等)	1	0.06 (0.04～0.08)	0.07 (0.04～0.09)	0.07 (0.05～0.08)
	青少年練成センター 雨どい (小田切地区)	1	0.07	0.08	0.11

注) “青少年練成センター雨どい”については、平成23年10月の公共施設雨どいの現況把握調査において、地上高さ5cmで $0.36 \mu\text{Sv/h}$ を観測しことから、年1回の調査地点として継続的に調査を実施しています。

(2) 水環境の保全

①水質測定計画による測定

市では、長野市環境測定計画を策定し、市内の河川・湖沼・地下水の水質測定を行っています。

●水質測定状況

種別		地点数	測定回数(回/年)
河川	環境基準点	2地点(裾花川[相生橋]、鳥居川[鳥居橋])	12回
	中小河川	30地点(定点13地点、準点17地点)	1～4回
湖沼等	環境基準点	1地点(大座法師池[流出])	0回 ^(*1)
	湖沼・農業用かんがい池	11地点(定点7地点、準点4地点)	2回
地下水	概況調査	16地点	2回
	継続監視調査	11地点 ^(*2)	1回
	その他調査	4地点	1回

*1 水草除去作業のため欠測。

*2 うち2地点は井戸廃止のため欠測。

市内ではこのほかに、犀川(小市橋)を環境基準点、千曲川(屋島橋)、裾花川(参宮橋)を測定補助地点として、国の機関、市上下水道局が測定しています。

②測定結果及び環境基準達成状況

長野市環境測定計画に基づき、河川32地点(うち環境基準点2地点)、湖沼12地点(うち環境基準点1地点)、地下水25地点の水質測定を行っています。

河川については、公共下水道などの普及により、汚濁状況は横ばい又は改善傾向にあります。環境基準点(環境基準の維持達成状況を把握するための測定点)の裾花川(相生橋)、鳥居川(鳥居橋)において、大腸菌群数の基準超過がありました。

湖沼については、閉鎖性水域のため各測定項目は全体的に高い傾向にあります。環境基準点の大座法師池(流出)においては、水草除去作業のため測定ができませんでした。

地下水については、テトラクロロエチレン等の基準超過がありました。基準超過した地点は、継続的に監視しています。

●水質測定項目と結果の概要

種別	測定項目	結果 ^{*4}	結果概要	
河川	環境基準点 (裾花川[相生橋], 鳥居川[鳥居橋])	生活環境項目 ^{*1}	×	2地点で大腸菌群数超過
		健康項目 ^{*2}	○	
	中小河川	生活環境項目	—	下記グラフ「市内中小河川(定点)の汚濁状況の経年変化」参照
		健康項目	×	2地点でほう素が超過
湖沼等	環境基準点 (大座法師池)	生活環境項目	—	
		健康項目	—	
	湖沼・農業用 かんがい池	生活環境項目	—	下記グラフ「市内の湖沼や農業用かんがい池(定点)の汚濁状況の経年変化」参照
地下水	概況調査	地下水環境基準	×	・1地点でほう素超過
	継続監視調査	地下水 環境基準 ^{*3}	×	・3地点でテトラクロロエチレンが超過 ・1地点で砒素が超過

(備考)

* 1、2 環境基準生活環境項目は環境基準点にのみ適用

○生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）：pH（水素イオン濃度）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）、DO（溶存酸素量）、大腸菌群数など

○健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）：重金属、VOC（揮発性有機化合物）、農薬など

* 3 地下水継続監視調査の調査項目：地下水環境基準のうちVOC（揮発性有機化合物）及び過去に基準を超えた項目

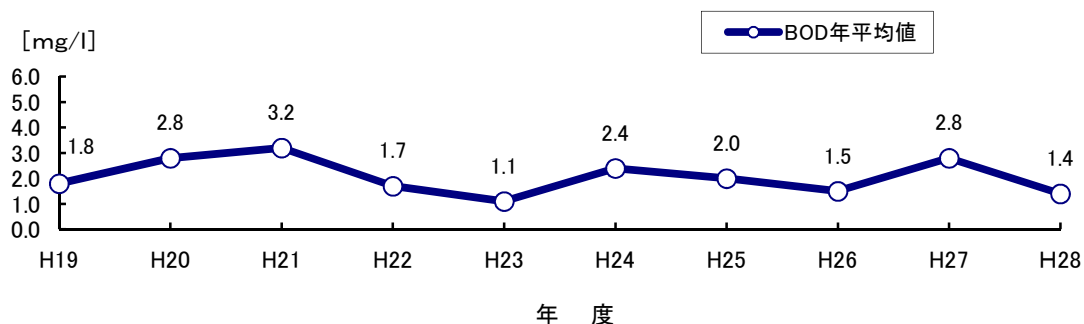
* 4 結果 ○：環境基準適合、×：環境基準不適合項目あり

●市内中小河川（定点）の汚濁状況の経年変化

【参考】H28 環境基準点のBOD年平均值

・裾花川(相生橋):1.0mg/l

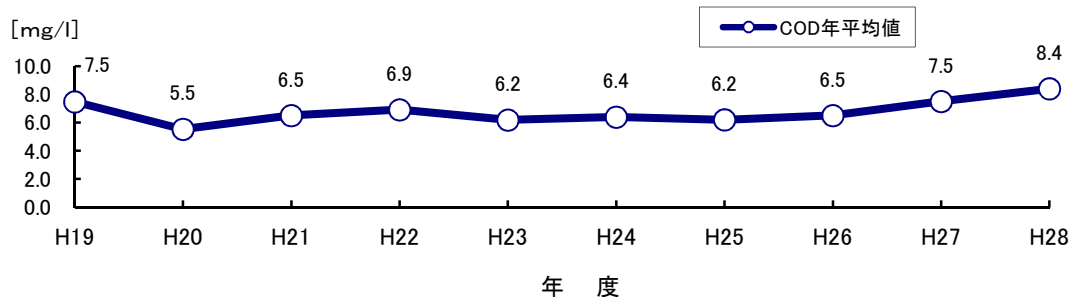
・鳥居川(鳥居橋):1.0mg/l



●市内の湖沼・農業用かんがい池（定点）の汚濁状況の経年変化

【参考】H27 環境基準点のCOD年平均值

・大座法師池(流出): 3.5mg/l



③水生生物調査

市では、長野市環境測定計画に基づき、長野市内の中小河川の水生生物調査を行っています。川には、きれいな水にすむ生物やきたない水を好む生物など様々な種類がいるため、水生生物調査を行うことにより水質状況や水環境の豊かさを評価することができます。

平成28年度は6地点で調査を行いました。調査の結果、「きれいな水(水質階級Ⅰ)」が5地点で、その内1地点で改善が見られました。また、「きたない水(水質階級Ⅲ)」が1地点で、前回の調査に比べて1階級悪化しました。

●水生生物から判定した河川の水質

河川名	地 点(地区名)	代表的生物	水質階級	傾向	前回の階級と測定年度
三田堰	今井団地内(川中島町今井原)	シマイシビル・サカマキガイ	Ⅲ	↓	Ⅱ(H24)
樋ノ口沢 A	ひじり親水公園(大岡丙)	ヒラタカゲロウ類・ヤマトビケラ類	I	→	I(H23)
蛭川 A	豊栄橋(松代町豊栄)	サワガニ・ヒラタカゲロウ類	I	→	I(H24)
蛭川 B	豊栄浄水場東(松代町豊栄)	サワガニ・コオニヤンマ	I	→	I(H24)
太田川 1	小倉橋(信州新町新町)	ナガレトビケラ類・ヘビトンボ	I	→	I(H24)
土尻川 2	御堂島橋(中条)	ヒラタカゲロウ類・ヤマトビケラ類	I	↑	Ⅱ(H24)

注)傾向欄の矢印は、水生生物を指標とした水質の動向を示しています。(前回調査との比較)

↑は浄化、→は変化なし、↓は悪化を示しています。

● 水 質 階 級 と 指 標 生 物

水質階級	指 標 生 物	
I (きれいな水)	1 ナミウズムシ	6 ナガレトビケラ類
	2 サワガニ	7 アヤマトビケラ類
	3 ヒラタカゲロウ類	8 ブユ類
	4 カワゲラ類	9 アミカ類
	5 ヘビトンボ	10 ヨコエビ類
II (ややきれいな水)	11 カワニナ類	15 ヒラタドロムシ類
	12 コオニヤンマ	16 ゲンジボタル
	13 コガタシマトビケラ類	
	14 オオシマトビケラ	
III (きたない水)	17 タニシ類	19 ミズムシ
	18 シマイシビル	20 ミズカマキリ
IV(とてもきたない水)	21 サカマキガイ	24 ユスリカ類
	22 エラミミズ	25 チョウバエ類
	23 アメリカザリガニ	

④水質汚濁防止法の届出と立入状況

市では、公共用水域の水質保全のために工場・事業場の排水の監視・指導を行っています。

平成28年度末現在、水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は1,199事業場であり、このうち67事業場が排水基準の適用を受けています。

これらの事業場について立入検査を実施し、特定施設や排水処理施設の運転状況を確認するとともに、排水の水質検査を実施し、必要な指導を行っています。

平成28年度の排水水質検査実施件数は44事業所延べ117件で、排水基準値を超過した4事業場延べ8件について行政指導を行いました。指導した事業場については、立入回数を増やすなど監視・指導を強化することにより改善状況を把握しています。

⑤浄化槽による水洗化

市では、公共用水域の水質の保全と、水洗トイレによる快適な生活環境の実現のため、全戸の水洗化に力を入れています。市内を、公共下水道で整備する区域、農業集落排水事業で整備する区域、合併処理浄化槽で整備する区域と定め、それぞれの区域で整備に取り組んでいます。

合併処理浄化槽の整備区域においては、昭和63年度から設置する合併処理浄化槽に補助金を交付していました。平成14年度からは補助金を増額し、さらに平成15年度からは、公共下水道計画区域内であっても、下水道の整備が10年以上見込めない区域も補助対象としました。平成23年度から水洗化するお宅の初期投資が少なく済む戸別浄化槽事業が全市に拡大したことから、補助金の交付は、下水道の整備が10年以上見込めない区域のみとなっています。平成28年度末の合併処理浄化槽の整備区域内の設置率は41.7%になり、本市の汚水処理人口普及率は3つの整備事業を合わせ97.55%になりました。

市内の浄化槽総基数(単独浄化槽を含む)は、平成28年度末で4,639基あります。浄化槽は、浄化槽使用者の適正な維持管理が必要であり、法定検査で不適正と判定された浄化槽には立入検査を行い、適正な管理を指導しています。

⑥衛生センター

公共下水道等が整備されていない区域のし尿や浄化槽汚泥は、収集事業者により衛生センターへ搬入され処理しています。

水洗化の進展に伴い、し尿処理の対象人口及び世帯数は減少しており、収集量及び処理量についても平成8年度をピークに年々減少しています。

市内のし尿などは発生地区により処理する施設が決まっています。長野・更北・戸隠・鬼無里・豊野・七二会・信更・大岡・中条・信州新町地区は長野市衛生センター、それ以外の地区は、近隣の市町村と設立した一部事務組合の施設で処理を行っています。

衛生的で安心できる市民生活を確保するため、し尿などの計画的・合理的な収集に努めています。

2 身近な生活環境の保全

(1) 騒音・振動対策

① 自動車交通騒音、道路交通騒音調査

市内幹線道路の騒音の状況を把握するために、自動車交通騒音調査を継続して実施しています。平成28年度の調査では、評価区間の総戸数中、97.9%が昼夜間とも環境基準を達成しており、今回の調査範囲については、おおむね良好な状態にあると思われます。

なお、平成23年度から環境省の面的評価支援システムを使用し、平成24年度から平成22年度道路交通センサスを使用して評価しています。

●平成28年度までの評価状況（平成24年度から実施分）

	評価区 間延長 (km)	評価区 間数 (区間)	住居等戸 数 ①+② +③+④ (戸)	昼夜とも 基準値以下 ①		昼のみ 基準値以下 ②		夜のみ 基準値以下 ③		昼夜とも 基準値超過 ④	
				(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
全 体	163.6	115	17,454	17,091	97.9	119	0.7	17	0.1	227	1.3
高速自動車道	18.1	14	64	64	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
一般国道	78.2	54	6,913	6,571	95.1	115	1.7	9	0.1	218	3.2
都道府県道	61.1	41	8,446	8,427	99.8	4	0.0	6	0.1	9	0.1
4車線以上の 市町村道	6.2	6	2,031	2,029	99.9	0	0.0	2	0.1	0	0.0

●平成28年度 道路の路線別 面的評価結果（戸数 (%)）

No.	路線名	評価対象 住居等 戸数 (戸)	昼間・夜間とも 基準値以下戸数		昼間のみ基準値 以下戸数		夜間のみ基準値 以下戸数		昼間・夜間とも 基準値超過戸数	
			(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)	(戸)	(%)
1	一般国道18号	137	137	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
2	一般国道117号	43	43	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
3	一般国道18号	273	244	89.4	28	10.3	0	0.0	1	0.4
4	一般国道18号	135	113	83.7	12	8.9	0	0.0	10	7.4
5	信濃浅野停車場線	17	17	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
6	村山豊野停車場線	70	70	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
7	村山豊野停車場線	90	90	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8	長野豊野線	337	337	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9	豊野南志賀公園線	57	57	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	全体（合計）	1,159	1,108	95.6	40	3.5	0	0.0	11	0.9

※各路線において平成28年度中に評価を行った区間の結果のみ掲載

※全体（合計）の戸数は、路線同士の交差街区に存在する住居等の重複計上分を含む

②高速道路騒音調査

高速道路の騒音の状況を把握するため、継続して実施しています。調査地点は、篠ノ井4地点、若穂1地点、松代1地点の計6地点です。

平成28年の調査では、環境基準と比較して、昼夜とも超過した地点は0地点、夜のみ超過した地点は5地点ありました。この結果を踏まえ、東日本高速道路株式会社(NEXCO東日本)に対し、防音壁設置等の環境改善対策を要請しています。

③新幹線鉄道騒音・振動調査

市内の新幹線鉄道騒音・振動の状況を把握するため、県と共同で調査を行っています。調査地点は定点6地点(長野駅以南4地点・以北2地点)で、平成28年度の調査では、1地点で新幹線鉄道騒音に係る環境基準を超過しています。基準超過に関して東日本旅客鉄道株式会社(JR東日本)等に対し対策の要望書を提出しました。振動については、すべての地点で指針値以下でした。

●平成28年度北陸新幹線鉄道騒音振動実態調査結果 (平成28年4月15・19・26日実施)

調査場所	類型	騒音レベル		振動レベル	平均車速 (km/h)
		25m	50m	25m	
篠ノ井みこと川	I	72	69	64	255
川中島町今井	I	69	66	54	217
川中島町四ツ屋	I	68	64	50	180
安茂里大門	I	68	66	46	111
大字上駒沢(上り)	I	70	67	55	233
大字赤沼	I	70	67	58	243

※ 騒音環境基準：I類型70dB以下，II類型75dB以下。網掛けのある数字は、新幹線鉄道騒音環境基準を超過した値

※ 振動指針値：70dB以下

④環境騒音調査

市内の環境騒音の状況を把握するため調査を行っています。平成28年度の調査では、継続調査を続けている地点を含め、6地点について調査しました。調査した地点では、環境基準の超過はありませんでした。

●平成28年度 環境騒音調査結果

平成28年12月1日～2日：古牧支所、12月21日～22日：信更支所、平成29年1月12日～13日：七二会支所、1月19日～20日：衛生センター(川合新田)、1月26日～27日：若里公園、2月2日～3日：南千歳町公園

単位：dB

	南千歳町公園	若里公園	衛生センター
昼間平均 6時～22時	51	43	47
夜間平均 22時～翌6時	45	37	42
環境基準 (昼間/夜間)	60/50	55/45	60/50

単位：dB

	七二会支所	信更支所	古牧支所
昼間平均 6時～22時	46	46	47
夜間平均 22時～翌6時	33	36	44
環境基準 (昼間/夜間)	類型なし (都市計画区域外)	類型なし (都市計画区域外)	55/45

⑤騒音・振動に係る届出状況

騒音・振動規制法及び長野市公害防止条例では、良好な環境を確保するため、法令で定める施設を所有する工場・事業場に特定施設の届出を義務付け、発生する騒音や振動を規制しています。

平成28年度末現在、市内の騒音規制法に係る施設は526事業場、振動規制法に係る施設は328事業場、市公害防止条例の騒音規制に係る施設は187事業場です。

また、大きな騒音や振動を発生するおそれのある機械類を使用する道路工事や建設作業は、周辺の生活環境に影響を与える可能性があることから、特に影響の大きい打ち等の作業を行う場合にも、特定建設作業の届出を義務付けています。

平成28年度の騒音規制法に係る届出は138件、振動規制法に係る届出は54件、市公害防止条例の騒音規制に係る届出は458件でした。

(2) 悪臭対策

悪臭防止法に基づき、工場・事業所の事業活動に伴って発生する悪臭に対する規制等を実施しています。

法による臭気規制には悪臭物質ごとの濃度規制と臭いの感じ方を「臭気指数」として規制する方法がありますが、本市では悪臭物質ごとの濃度で規制しています。これは、政令で指定されている不快なおい原因となり生活環境を損なうおそれのあるアンモニア等22種類の特定悪臭物質を、その濃度で規制する方法です。

平成28年度は、1工場の敷地境界4地点において特定悪臭物質濃度を測定し濃度基準超過はありませんでした。

(3) 環境に関する苦情

本市における環境に関する苦情は、大気汚染、騒音などに代表される公害関連の苦情から、空き地の管理保全などの環境衛生に関連する苦情まで、多岐に渡って数多く寄せられています。

近年の特徴として、日常生活に影響がある騒音や悪臭などの生活型の苦情が挙げられます。

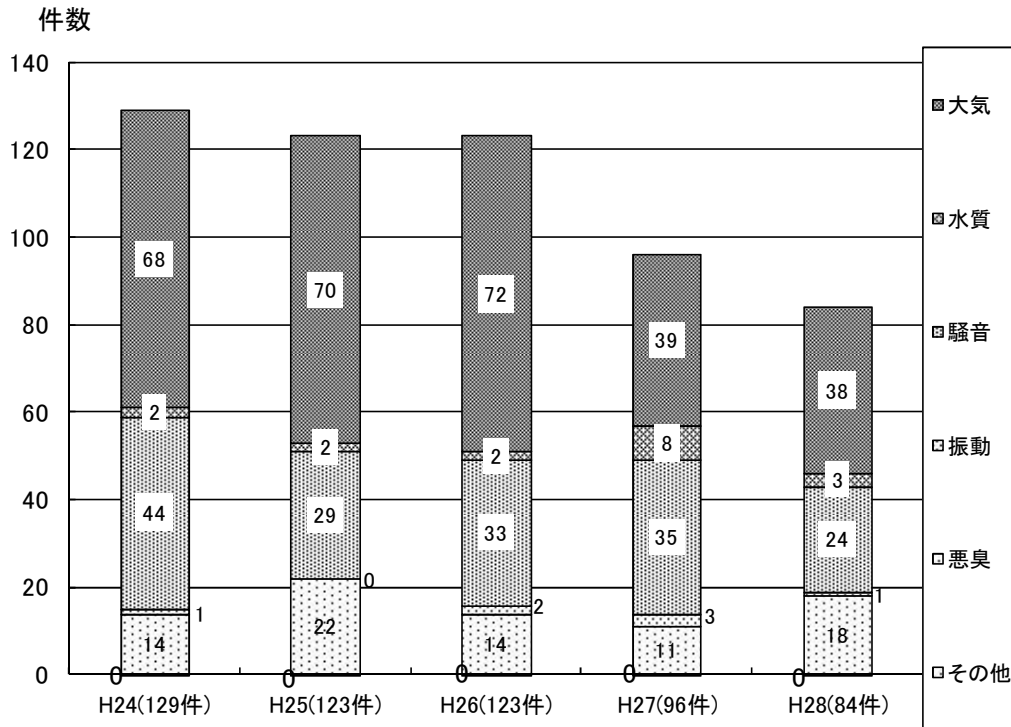
平成28年度の公害に関する苦情の受付件数は84件で、これらを典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）に分類すると、大気汚染（ばい煙）が約4割を占め、以下、騒音、悪臭が続き、概ね毎年同様の傾向で推移しています。

また、苦情件数を地域の土地利用状況で分類すると、住居系の地域が4割近くを占めています。公害苦情の他に、空き地の管理に関するものが21件、空き家に関するものが26件ありました。

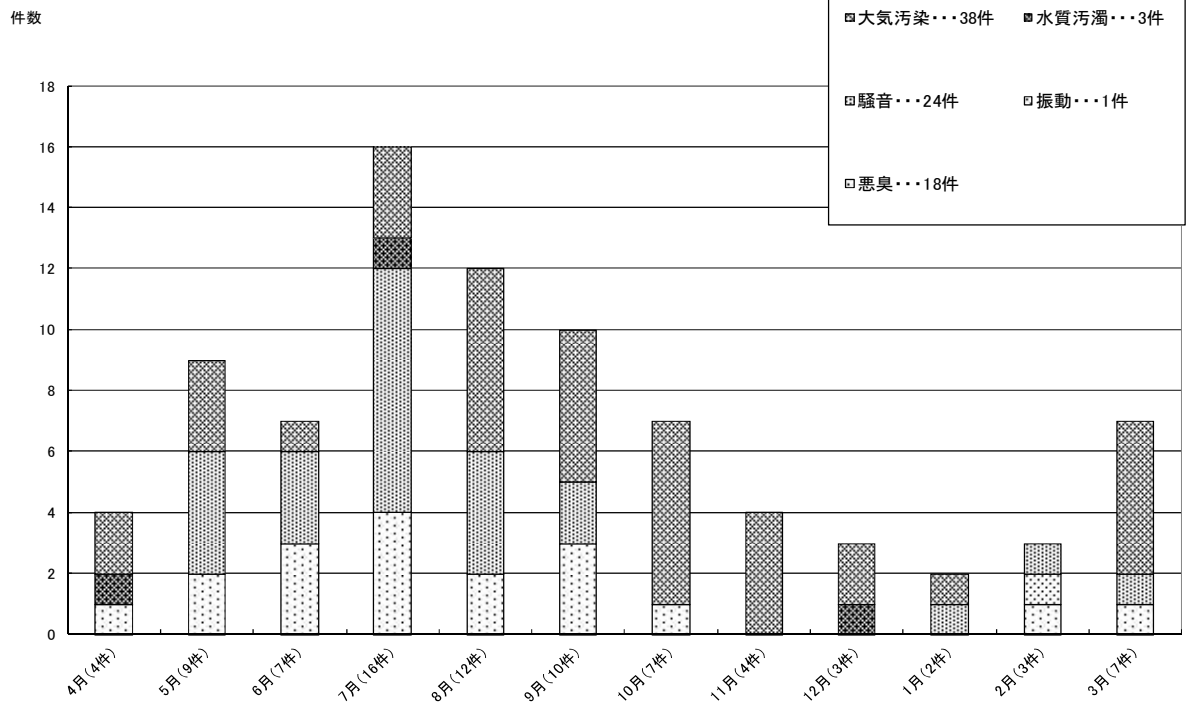
このような苦情は、草木の繁茂や害虫等の発生により周辺に影響を与えているもので、土地等の持ち主に草刈り等維持管理の改善を求めています。

●過去5年間の苦情件数の推移と平成28年度月別・用途地域別苦情件数

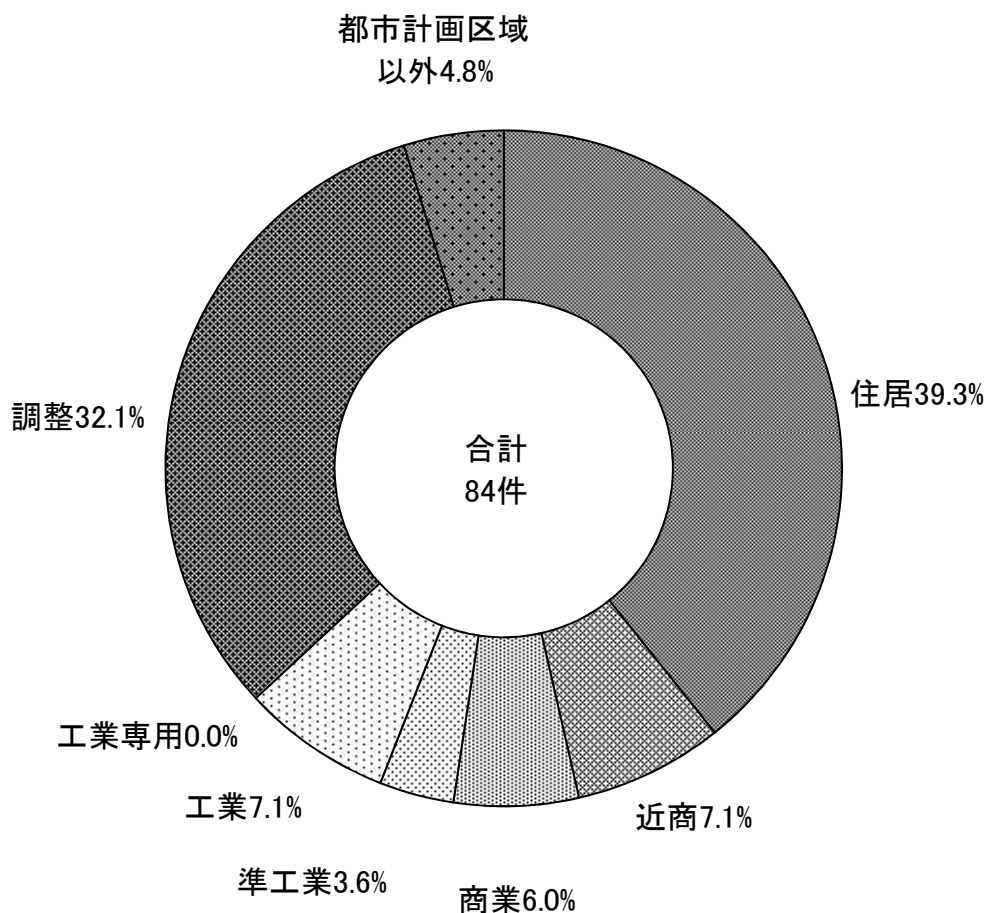
過去5年間の苦情件数推移



平成28年度苦情件数(月別)



平成28年度苦情件数(用途地域別)



(4) 放置自動車の処分

市内の公有地に放置された自動車については、警察や運輸局、河川事務所等と連携しながら車両の所有者等に対し撤去指導を行っています。撤去が望めない場合は、市で撤去、処分を行っています。

●放置自動車処理状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市処分台数	0	1	0	0	2

※ 前年度までに受け付けた自動車を処分した台数も含む

(5) 環境美化の推進

空き缶・たばこの吸い殻等のポイ捨てをなくすために、環境美化意識の向上を図るための啓発や、ごみの散乱調査を行っています。最近では会社や団体等による自発的な道路や公園の清掃活動も見受けられ、環境美化に対する意識の高まりがみられます。

また、平成23年4月1日から「長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのないきれいなまちをつくる条例」を施行し、今後も良好で快適な市民等の生活環境の確保を図っていきます。

①環境美化啓発事業

市では、環境美化キャンペーンとして、6月の環境月間及び年2回のゴミゼロ運動実施月を中心に商業施設等への懸垂幕の掲出やトイゴビジョンを使い、ごみのポイ捨て禁止等と呼びかけています。

また、市内を循環するバスにバスエプロンの掲出、路面表示シートの設置、広報紙での呼びかけなども行っています。

②ポイ捨て防止及び散乱ごみ対策事業

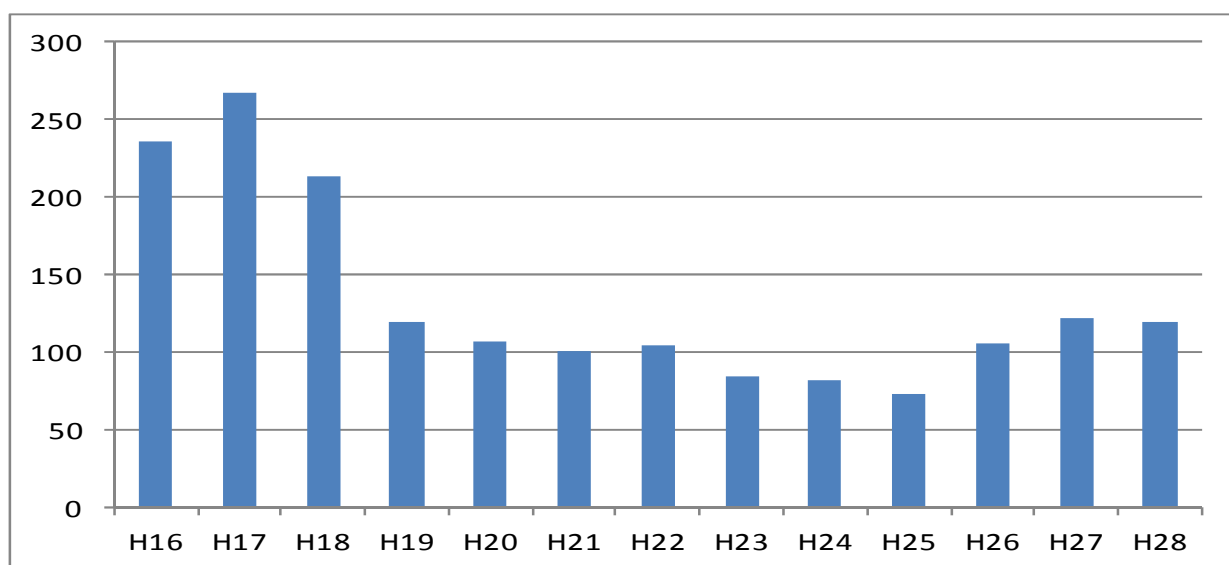
クリーン長野運動推進本部と協力して、春（5月29日）と秋（10月16日）に、市内の13カ所で清掃活動を実施しました。さらに、市内の各地区にも一斉清掃と呼びかけたところ、春と秋合わせて約65,000人の皆さんに参加していただきました。回収したごみの量は、可燃物11,315kg、不燃物6,814kg、空き缶、ビン類、ペットボトル合わせて29,381本でした。

また、春は5月、秋は10月を大掃除月間と定め、各地区を中心に大掃除等を実施することで、地域の生活環境を清潔で健康的に保ち、市内全域で「捨てられにくい環境づくり」を呼びかけています。

平成8年7月から毎月1回、長野大通りの長野駅前から権堂までの交差点（10カ所）において、たばこの吸い殻散乱調査を行っています。散乱数は調査開始からおおむね減少傾向にありましたが平成26、27年度は増加傾向、平成28年度においては大きな減少の傾向が見られなかったため、啓発箇所の見直しや広報紙による啓発活動回数を増やすなど、更なる啓発活動を行います。

●たばこの吸い殻散乱調査（長野大通り）

10カ所の合計平均数



(6) 公衆トイレの維持管理と整備

長野市では、安心して外出が楽しめるよう、駅周辺、中心市街地、観光施設及び公園などに公衆トイレを設置しています。

環境部衛生センターでは、51箇所の公衆トイレを所管しており、市民や観光客などの利用者に、安全かつ安心で快適なトイレ環境を提供できるよう心がけ、担当職員による施設点検を随時実施しています。設備等の状態を把握し、適切な管理と維持修繕等を行い、長期間にわたり清潔なトイレを維持できるよう努めています。

公衆トイレ維持管理のうち清掃業務については、所管する公衆トイレの全部と文化財課及びしなの鉄道が所有するトイレの4カ所を、清掃専門事業者または地元団体等に業務委託しています。

また、老朽化し不具合のあるトイレの整備計画や改築、改修工事及び必要箇所への新築工事を行うと共に、利用者の状況等を考慮し精査したうえで、不要施設の廃止についても検討しています。